

## KHKS 0501 LP ガスバルク供給基準（工業用等）の改正案検討状況

### 1. 対象技術基準

KHKS 0501(2014) LP ガスバルク供給基準（工業用等）

### 2. 技術基準の概要

KHKS 0501 LP ガスバルク供給基準（工業用等）は、貯蔵能力が 3 トン未満のバルク貯槽、貯槽、バルク容器又はバルク型容器に、移動式製造設備から液化石油ガスの供給を受け、これを消費する場合であって、高圧ガス保安法の適用を受けるもの（工業用、農業用等の用途で消費するもの）について適用する基準である。本基準では、以下の基準が規定されている。

- 附属書 A 従来型バルクローリ基準
- 附属書 B 新型バルクローリ基準
- 附属書 C LP ガス貯蔵設備等基準
- 附属書 D カップリング用液流出防止装置基準  
(従来型バルクローリ・貯槽・バルク型容器用)
- 附属書 E LP ガス貯蔵設備用過充てん防止装置基準（貯槽・バルク型容器用）
- 附属書 F LP ガス貯蔵設備用フロート式液面計基準（バルク型容器用）
- 附属書 G LP ガス貯蔵施設設置基準
- 附属書 H LP ガス貯蔵施設等管理基準
- 附属書 I LP ガス供給（受入）作業基準
- 附属書 J LP ガス移動式製造設備移動・管理基準
- 附属書 K 貯蔵施設の受入時点検表の様式及び記入要領
- 附属書 L 貯蔵施設日常点検記録表の様式及び記入要領
- 附属書 M 貯蔵施設等の 6 月点検表の様式及び記入要領
- 附属書 N 貯蔵施設調査（2 年 1 回）記録表の様式及び記入要領
- 附属書 O 移動式製造設備の定期点検記録表の様式及び記入要領
- 附属書 P 移動式製造設備の日常点検記録表の様式及び記入要領

### 3. 経過

2019 年 8 月 6 日の第 5 期第 5 回高圧ガス規格委員会において、改正案の概要を説明した。また、今後の手続きについて、以下のとおりとすることが決議された。

- (1) 今後改正案の送付、ご意見を募り協会にてご意見に対する対応案作成。対応案について再度ご意見募る（ご意見等が収束するまで、必要に応じて複数回実施）。
- (2) (1) の後、委員長に確認後、書面投票をはじめとする、規格改正手続きへ進めること。
- (3) 書面投票期間は 15 日間とすること。  
(投票期間は 15 日以上で委員会が定める期間とされている（規格委員会規程第 20 条第 3 項第 4 号）)
- (4) パブリックコメントの期間は 1 ヶ月間とすること。  
(パブリックコメントの期間は 1 ヶ月以上 2 ヶ月以内で議案の内容を考慮して委員会  
が定める期間とされている（規格委員会規程第 23 条第 1 項及び技術基準策定手順書第  
18 条第 1 項）)

2019 年 8 月 20 日から 9 月 13 日の期間、改正案を委員に送付し意見募集を行った。その結果、**別添**のとおり意見が提出された。  
現在対応案について検討中。

以上

## 改正案に対して寄せられたご意見

佐々木委員	句点について 文章中にカッコが使われていますが、句点があるものとないものが混在しているため、統一したほうが良いと思います。 何らかのルールに則っているとは思いますが、「～に限る」という表記について、P9のC.1バルク貯槽の基準4行目は句点あり、C.2.2.1 d)はありません。 また、P24 e) のカッコにも句点がありません。
佐々木委員	貯槽の表示 液石則第6条第1項第9号の表示も必要と思います。
佐々木委員	附属書G 消火設備 液石則第58条第1項第9号の場合、1トンの未満の貯蔵量であればB-10相当以上の消火器2個は必要ないと思います。
佐々木委員	附属書I 保安管理組織関係 P24の1～2行目に保安統括者等の選任について記載がありますが、(正)については選任のみならず届出の記述も必要ではないでしょうか。
佐々木委員	附属書J 日常点検 第一種製造設備同様使用開始時、充填時及び仕様終了時の点検は何に基づいて行うとしているのでしょうか。 移動式製造設備の技術上の基準は液石則第9条であり、第6条第2項第4号は適用されないと思います。 また、新型バルクローリの場合は、第9条第4項により液石法規則第72条第1号適用になります。
堀口委員	3.1項、移動式製造設備を以下ではバルクローリと表記する旨を記していますが、 その後も移動式製造設備とバルクローリの両方が随所に使われています。 バルクローリは法規では使われていないことも原因かと思われるのですが、用語の 使い方について少し手を加えることはできないでしょうか。
堀口委員	3.5項、貯槽、液石則2条1項3号の中に「地盤面・・・」が書かれているので、 「移動式製造設備・・・であって」の部分は不要と思われます。
堀口委員	3.6項、バルク貯槽、上記の3.5項の貯槽と同様に、前半部は不要と思います。
堀口委員	H.3 a)項、点検頻度は、液石法施行規則36条1号によると、「6月に1回以上」 となっていますが、これを「6月に1回」としているのでしょうか。 (附属書Mも)
堀口委員	H.3 c)項、点検頻度は、液石法施行規則36条1号によると、「2年に1回以上」 となっていますが、これを「2年に1回」としているのでしょうか。 (関連する附属書Nも)
堀口委員	附属書I、I.2.1 e)項、「周囲から見やすい場所」の後に「に」を追加する。
堀口委員	附属書I、I.2.2 c)項、「・・・リール等から取り出す」の後に「。」を追加する。